損害賠償請求事件に係る求償について

令４．１１．１８

１　事案の概要

平成３１年１月１７日に大分県立高校の生徒が自殺を図り後遺障害を負ったことについて、当該生徒とその母親から、同校教諭であった者との性的関係が原因であるなどとして、令和２年１月１４日に大分県を被告として大分地方裁判所に損害賠償請求訴訟（損害賠償請求金１億３１１８万７４９４円）が提起された。

２　和解

令和４年１０月１２日、大分地方裁判所において和解成立
（解決金５００万円　１０月２４日支払済）

３　求償権の行使の可否について

本損害賠償請求事件については、元教諭の故意による行為により発生したものであり、国家賠償法に基づき、求償権の行使は可能である。

（参考）国家賠償法
第１条　国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。
２　前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

４　求償について

元教諭の行為は不適切極まりなく、許されざるものであり、県の実質的な負担額である２００万円の全てを求償することとしたい。

解決金	５００万円
賠償責任保険	３００万円
県の実質負担額	２００万円